

環境管理基準表

区 分	項 目	回 数	備 考
空気環境の調整	浮遊粉じん量測定	2か月に1回	空調設備は中央管理方式 空調システムを考慮し、建築物環境衛生管理技術者が定める各階1箇所以上のポイント 1日に2回測定
	一酸化炭素含有率測定	2か月に1回	
	炭酸ガス含有率測定	2か月に1回	
	気流測定	2か月に1回	
給水排水の管理	給水せん遊離残留塩素測定	7日に1回	水質検査測定項目 水質基準に関する省令（H4，厚生省令第69号）に掲げる各項目
	飲料水及び雨水処理水の水質検査	6か月に1回及び1年に1回	
	雑用水の水質検査(大腸菌、濁度)	2か月に1回	
清掃、ねずみ、こん虫等防除	庁舎清掃	別紙清掃作業基準表による	
	ねずみ、こん虫の防除	年2回実施する	